

豊橋あゆみ学園虐待防止委員会規程

（委員会の目的）

第1条 虐待防止委員会は、障害のある園児の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、園児の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、差別や虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第2条 虐待防止委員会の委員は以下の通りとする。

- (1) 委員長は、虐待防止責任者である管理者（園長）とする。
- (2) 委員には、虐待防止担当者である副園長、主任、児童発達支援管理責任者、副主任、主務とする。
- (3) 委員に保護者会代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- (1) 委員会は、6か月に1回開催する。
- (2) 開催の必要のあるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条 委員会は次の通り実施する。

- (1) 「虐待防止対応要綱」と「職員勤務の心得」を職員に周知し、啓発する。
- (2) 虐待の防止と対応を職員に周知するとともに、「セルフチェック」を定期的実施し、職員に障害のある方の人権擁護の自覚を促す。
- (3) 人権擁護や虐待防止に係る研修に積極的に参加する。
- (4) 人権擁護や虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第5条 委員会は次の責務を負う。

- (1) 委員会は、差別や虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の差別や虐待防止の意識の向上や知識を周知し、差別や虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・児童福祉法のみならず、障害者権利条約等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上に努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より園児の支援の場に差別や虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは、職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する